

平成26年度 第1回 山梨県森林環境保全基金運営委員会

1 日時：平成26年7月30日（水）午後1時30分～

2 場所：恩賜林記念館 大会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）今村 繁子、小林 東、白石 則彦、田中 美津江、千頭和 勝彦、藤原 俊男、宮川 滋、
宮澤 由佳

（事務局）長江林務長、佐野森林環境部理事、保坂森林環境部次長、江里口森林環境部技監、
前沢森林環境総務課長、島田森林整備課長、上島みどり自然課長、橘田林業振興
課長、関岡県有林課長、税務課課税担当、森林環境総務課企画担当（4名）

4 傍聴者等の数 3人

5 会議次第

（1）開会

（2）あいさつ

（3）委嘱状の交付

（4）委員紹介

（5）委員長の選出について

（6）議事

①森林環境税・森林環境保全基金及び実施事業等について

②平成26年度事業について

③平成25年度事業について

④その他

（7）閉会

6 議事の概要

①森林環境税・森林環境保全基金及び実施事業等について

司会：

これより次第6「議事」に移ります。議事の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長：

それではただいまから議事に入りたいと思います。

議事の1番ですが、森林環境税・森林環境保全基金および実施事業等についてということで、まず事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：

（森林環境総務課長から資料 1-1・1-2・1-3・1-4 により説明）

委員長：

ありがとうございました。

ただ今のところまで、資料の 1-4 までのところのご説明で何か委員の皆さんからご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員：

お尋ねします。事業の目的の中に「公益機能を有し、全ての県民に多くの・・・」や「森林を保全し、次の世代に引き継ぐ・・・」ということが書かれています。

聞いたところでは森林環境税というのは県有林内の作業には使わないという話になっていますが、県民とすれば県有林も同じ「森林」なわけです。実際、この県有林内の保安林などでは、最近特に獣害などが多いので、獣害、虫害があるままでは、この森を次世代に繋いでいけるかどうか、非常に心配しているところです。

私は、県有林内の保安林などで獣害・虫害対策に森林環境税が使えるようにしてほしいのですが、使えるようにするには、5年毎の見直しまで待たなくてはならない。5年待たなくても現状を見てもっと早く切り替えてもらえればありがたいという気がするのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

委員長：

ではご回答をお願いします。

森林環境総務課長：

県有林は恩賜県有財産特別会計の中でしっかりと管理しております。

一方、森林環境税は、個人の負担ではなかなか整備が進まない民有林の再生に使っていくということでご理解をいただいているところです。

見直しについては、このような場でいただいたご意見を踏まえ、施行後5年を目途として状況を見極めた上で行っていこうと考えております。

林務長：

若干補足をさせていただきます。

この森林環境税は、県民から特別に超過課税をしていただくということでございます。森林整備につきましては大抵のものは国庫補助事業で行っており、それに県の補助も合わせていろいろな事業をやっておりますが、どうしても既存の事業ではやりきれないところ、これまでの予算ではやりきれなかったところをカバーするために森林環境税を充当するという考え方でございます。その意味では県有林内の獣害対策につきましては、従来の国庫補助事業で行っていくということでございます。

また、県有林には一切入っていないかということですが、お手元の資料「森林保全等を目的とした新税の考え方」をご覧ください。これは、税の導入直前に「こういう考え方で

進めていきますよ」と公表した資料で、別の検討委員会でまとめていただきました。この中の11ページをご覧ください。「森林環境税で取り組む事業は、次のとおりです」と書いてありますが、このうちの「荒廃森林の再生」と「里山林の再生」に関しましては、いわゆる県有林以外の民有林の部分での事業を想定しておりますが、「広葉樹の森づくり」につきましては例外がございます。県有林としても従来の事業で広葉樹の森づくりを行っておりますが、その中でも従来の事業だけではなかなか厳しいという条件の場所、例えば、表中の※印にありますように、「標高1,600m以上の奥地林」や、「地形等から路網の整備が困難な箇所」など、非常に条件が厳しくて、既存事業ではやりきれないだろうという場所について、県有林の公益的機能を一層増進するための広葉樹林化を図るといった場合に限りまして、県有林内でも導入させていただいております。

委員長：

よろしいでしょうか。

委員：

ありがとうございます。

委員長：

ただ今、委員からご質問が出されましたが、森林整備事業の補助金というものには国費も含めていろいろな種類がございます。その中で、一般民有林に対しても補助事業はいろいろとあるのですが、山梨県がこの森林環境税を導入して、一般の林野公共等の補助事業と、この事業の特徴、この事業でなければできないこと、そういうあたりが最初の1から4のご説明で十分でなかったためにこのようなご質問が出たのではないかと思います。

今後、資料2の方で各種事業についてご説明をしていただければと思いますので、その中で、この森林環境税事業の独自性とか、国からの林野公共事業では補えない部分などが明らかになるのではないかと思います。それに関連してでも、それ以外でも結構ですけれども、今までの部分で何かご意見等ございますでしょうか。

ご意見、ご質問等ないようでしたら議事2の平成26年度事業についてご説明いただきながら、全体についてのご質問等があればお受けしたいと思います。

それでは平成26年度事業についてご説明をお願いいたします。

森林環境総務課長：

恐縮でございますが、ここから(2)平成26年度事業、それから(3)平成25年度事業、(4)の基金の管理状況について、もしよろしければ一括してご説明をさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(了承)

それではご説明いたします。

(森林環境総務課長より資料2・3-1・4、各事業課長より資料3-2について説明)

委員長：

以上で事務局側のご説明が終わりましたが、委員の皆さんからご意見、ご質問等があったらお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員：

本年度の予算額につきまして、年度末に大雪があったために、昨年度のものはまだまとめきれないということは理解できますが、普通でしたら、前年度の実施状況に応じて今年度の予算を立てるとというのが一般的だと思うんですね。今年については新聞でもずいぶん大きく報道されてしまったのですが、昨年度からの繰越がかなりあります。雪害があって大変だったという状況は理解できますが、そのことを考慮しないで同じようにどんどん予算を立てていくと、森林従事者が増えない限りは、同じ数の人間で事業を消化しなくてはならない。前にも申し上げたと思うんですが、事業をやる人数が決まっている以上は、どんどん事業量が乗っかっていっても、それを消化できるとは考えにくいんですね。その辺をどのようにお考えでしょうか。

それからもう一つ、社会全体で支える仕組みづくりが、昨年度の実績と比べて今年度予算が増えているものと減っているものがありますね。その根拠をご説明いただきたい。例えば、昨年度分が予算の中でやりきれず、要望が多いから増やしていますとか、要望が少なかったのが減らしていくというようなご説明があると分かりやすい。その辺につきまして、何か根拠がおありなんでしょうか。

森林整備課長：

今のご質問にお答えいたします。

今年度の計画量ですが、雪の影響で2月、3月がほとんど作業ができなかったということで昨年度分が繰越となりました。これにつきましては、現時点でほぼ作業が終わっております。全体の量につきましては、5年間分の4,600haを完了させるために各年度ごとの計画量を算定しておりますので、繰り越した分につきましては5年間の中で追いつくようにして、全体の計画量を完了させるように考えております。

また、作業する人がいない中で実施できるかという2つ目のご質問ですけれども、一番時間がかかるのは森林の所有者や土地の境界の問題です。相続の関係などで、現在の所有者を調べても分からないといった問題もありますので、この点につきましては地籍情報と県で管理する森林GISの情報を連携させて、効率的に作業が進められるような形を今年から進めておりますので、何とか5年間で達成できると考えております。

みどり自然課長：

まずは森林体験活動支援費補助金ですが、25年度の執行状況が90%以上ございまして、同じ教育機関から複数回の要望があるように、たいへん需要があるということで予算額を増額しました。それから、地域の森づくり活動支援費補助金ですが、これは補助対象者が明確でないということから、なかなか周知が進まないことも影響して執行率が低いということで、予算額を減額させていただきました。

林業振興課長：

甲斐の木づかい推進事業、机・椅子のセットの導入補助についてでございますが、新しい学校からの導入の希望が出ておりました、毎年少しずつ人数が増えているということでございます。こうした状況から、26年度計画額を増額しております。

委員長：

只今のご説明でよろしいでしょうか。

委員：

大体分かりました。5年間の枠組みの中で調整をしておられるということで、それを基に大体年間の事業量を決定しているということですね。分かりました。

それと一つ要望があるのですが、木づかいの推進の100セットというところ、これは3万円の100セットという意味で300万だろうと思うんですが、この部分の枠組みが既に決まってしまうのであれば、増やすというのは大変かと思うのですが、是非とも増やしていただきたい。私はこのことを推進しているのですが、山梨県でも都市部の学校では、10セット単位ではとても足りないんですね。学校側は、「30セット、40セット単位で持ってこられても、いいものだと思ってもどうにもできないんだ」と仰る。是非この木材の利用促進について、枠組みが変更できるのであれば何とか増やしていただきたい。なぜかと言うと、木材を利用することになりますと、一般の県民に見えるんですね。もちろん、山の中での森林整備の作業も、山を持っている人、山を歩いている人に対しては、随分浸透というか推進されているかなと実感できるんですが、甲府の町中では分からないのです。ですから、こうした木材利用の推進の部分は、今年も都市部の学校からも問い合わせをいただいているところですが、やはり10セット単位ではとても足りないので、何とか増やしていただきたいというのが私たちの切なるお願いです。以上です。

委員長：

はい、ありがとうございます。

私から一つ伺いたいのですが、この、小学校の机のセットの補助するという事業には「県産材」とあるんですね。このあたりの、例えばトレーサビリティとか、製造する業者さんが県内にいるとか、この事業では100セットだけれども、事業者の方はもっと供給能力に余裕があるかもしれないなど、流通面での話を聞かせていただけませんか。

林業振興課長：

今、県産材を使ったセットを作れる業者が、県内に2業者おります。県産材認証制度というものもありまして、認証する中で県産材を使っているということになります。

委員長：

供給能力ということでは、この事業以外でも供給しているわけですね。この事業では70とか100という数字が上がっていますけど。

林業振興課長：

この事業以外でも供給は可能だというふうに思いますが、やはり補助金がないとなかなか導入するというのも難しいという現実もありますので、要望をいただく中で可能な数を援助という形で取り組んでいるということだと認識しております。

委員長：

分かりました。ありがとうございます。

ほかの委員の方から何かご意見、ご質問ございませんか。

委員：

机とか椅子の数なんですが、完璧にやるからこの値段になると思うんですよ。要するに完成品までの加工費が高い。例えば、キットを学校に渡すことはできないでしょうかね。

林業振興課長：

キットというのは自分で組み立てるということでしょうか。

委員：

そうですね。今、市販のものでも接合部分はネジで接合しているものが多いんですよ。出来上がったものでいくと、まず六角ボルトナットで接合して、組み合わせて作ると思うんですよ。ここの部分を、父兄さんとか学校の先生に負担がかかってしまうかと思うんですが、ネジを回すぐらいのご協力を生徒とか父兄からいたいて、机とか椅子を作りあげることにはできないでしょうか。手間をかけると思ったら結局値段が高くなるわけですから、その部分を落とすことは考えられないでしょうか。

林業振興課長：

それについては製品の仕様もございますので、改良できることがあれば検討していきたいと思いますが、いずれ今の予算の中でやっておりますので、またその辺は来年に向けて検討をしていきたいと思っております。

林務長：

先ほどの委員のご質問の関連で補足させていただきます。

この事業は大変好評ということで、予算も増額しているところです。基本的な考え方としては、フィーディング事業といいますか、先行的に導入していただいて、「こういういいものがあるんだ」と、いわば宣伝役になっていただく部分について、貴重な税を使って助成させていただくということです。そのことで、「自分の家の机は県産材がいいな」と思っている方たちの機運を高めて、率先して県産材の机を使っていただくことに繋げるという効果を狙ってございます。

森林環境税の事業に限らず、例えば、公共建築物の木造化についても林野庁から国庫補助をいただいておりますが、この事業にも似たところがございます。決して「全ての役場を木造化にする」と林野庁が言っているわけではなくて、木造の公共建築物を見て周りの人

たちに「いいなー」と思っただき、「是非とも木でつくりたい」という機運を醸成していくような考え方で、いわば先導的にリードしていく部分について助成していくという考え方でございます。

先ほどの「新税の考え方」の12ページの、県産材の利用の機の部分、「年100組程度の設置に対し助成」という考え方につきましては、100という数字の積算根拠は持ち合わせておりませんが、ただ今申し上げましたとおり、「先行的導入に対し支援する」という考え方でございます。そしてその範囲内で、極力財源の許す限り頑張っていきたいということで、今年度、数量を増やしております。

委員：

今のお話は非常に良く分かります。どんなに財源を投入したところで全学校の全生徒への導入には至らないということはよく承知しておりますが、この事業の効果は「目に見える」ということの以外に、県内で、県内の材を使って、県内の業者に作らせて、それに対してある程度の金額を補助するという、県内の木材産業全般に随分と役立っています。

しかし残念ながらコストの面での事情もあるので、先ほどの「キットでの導入」というお考えにつながるのですが、教育現場の中で使われる時には基準値がございます。みんなの手で作るということは、とても良いことだと思うのですが、今の制度の中では、品質保証ということもありまして、なかなか難しいところがあるのかなという感じがします。どうしても、規格に合わせなければいけない、保証の問題はどうなるのかというところがネックになってしまいます。私どももキットで売るということも考えましたが、その点がうまくいかなかったところです。

それともう一つ、現状を申し上げますと、委員長のご発言にもありましたが、県内の業者の中だけでしっかりとこなせるのかということが非常に問題になっております。例えば200セットを納期内に納める、さらにコスト面での折り合いなど、実は非常に厳しいところもあります。

しかしそれを、今できないからといって退いてしまいますと、このままで止まってしまいうんですね。ですから、どこかが努力をして、それをやっていくという必要があるんです。コストが合わないということで一度止めてしまったら、それでもう終わりなんですね。ですから今のご説明のとおり、ここまで進んできているということは、県の努力があつてのことだと思います。これまでに、丹波山村、早川町、小菅村などの小さな町村に100%無垢なものの導入させていただきました。どこに持って行っても「いいですね、こんなものを使っているなんて、子供たちは幸せですね」ということで、地域が少しずつ元気になっています。

全体的な予算から見るとわずかな予算ですけど、非常に効果が上がっているというところで、私はこの事業を更に推進させていただきたいなと感じておりますので、是非ともよろしくお願いします。

委員長：

はい、ありがとうございます。

ほかの委員の方から何かご意見ご質問等ございますか。

委員：

教育現場で使われている椅子とか机の内容は良く分かりました。でもそこからバージョン1とか2とかを考えることはできないのでしょうか。広く行き渡らせるためにはコスト面、キットのところを大きく考えればいけないというのが実感なんですよね。予算に限りがあるんだから、「これ以上お金がかかるからこれだけお金ください」と言っても無い袖は振れないと思うんですよ。それよりも少しみんなが使うこと、みんなに行き渡らせることを考えたほうがよっぽどいいんじゃないかと思います。その辺はどうでしょうか。

林業振興課長：

もう少し改良を加えたらどうか、安くできるようにはならないかというご意見でございますが、これにつきましても県の中で、どんな形のどんなものかということを検討しながらこのタイプにしたということもございます、机・椅子も強度試験などをしながら、それに耐え得るものでないと学童に使えないということ踏まえて、今の形になっているということでございます。ご理解をいただきたいと思います。

委員：

100%無垢なものとコストが高くなるのは当たり前なので、机の中でも100%無垢でないものも開発しているんですね。例えば、下のほうのフレームはスチールを使って、天板などの所に県産材を使うという方法になりますと、多分半額ぐらいになるんです。そうすればセット数が増やせるということをご提案を申し上げます。もちろん100%無垢ということが理想ではありますが、コストの面でなかなかそのとおりにはいかないので、より多くの方に使っていただくという考え方ではそのようなことも提案させていただきます。

委員長：

はい、ありがとうございます。

ほかの委員の方から、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員：

たくさんのご説明ありがとうございました。

森林再生の事業の中で、住宅地の近くを整備したところ、景観がよくなって良かったとの感想をいただいたというご説明がありました。昨今は土砂災害が多いため、子供たちの安全を考えた時に、土砂災害が住宅地の近くで突然起こることが非常に危惧されております。それから獣害の被害ですが、最近、猪に出会ったなどのお話を頻りに聞くので、なんとか共存できないのかなと思っています。その二点について、どういった所、例えば住宅に近い所なのか、あるいは土砂災害の危険が高い場所を優先するのか、今後の整備していく予定につきまして教えていただきたいと思っています。

森林整備課長：

里山整備についてですけれども、住宅に近い里山では、昔の人は木を使うためにかなり山に入っておりましたが、最近では人が入らなくなり、荒廃してしまっているということで、そのような里山を再生させる取り組みをやっております。土砂災害がどうかという観点ではなくて、里山を人が入っている状態にすることで、見通しが良くなり、それによって獣が里に下りて来にくくなるといった効果が出ていることもお聞きしています。そういった観点から、地域の要望を聞きながら人の住むところの近くを整備しているところであります。

副次的に見ますと、つるや灌木でかなり荒れている状態よりも、手が入って林内が良く見える状態になりますと、日当たりが良くなり、地表にも植生が生えますので、表土流失の防止など、災害に対して強くなるということが言えると思います。

委員長：

よろしいですか。はい、ありがとうございます。

委員：

資料の4の神奈川からの共同事業負担金ですが、前年度は約3,733万ですが、26年度は4,460万とありますけど、神奈川県のほうが700万くらい上げたという意味ですか。

森林環境総務課長：

神奈川県との共同事業ということで、桂川流域の区域で行う森林整備に、5年間で総額2億円出していただけるということになっています。また、各年度の負担金額につきましては、年度ごとに事業費の積み上げを行い、負担金額を算定しています。26年度は約4,460万円となり、神奈川県と協議をして決定しております。

委員：

5年間の総額が2億円で、年度毎に負担金額が違うということですね。わかりました。

委員長：

私からよろしいですか。

先ほど荒廃森林再生事業のところで、所有者との協定締結というようなお話がちらっと出たと思うんですけれども、その協定の中身というのをご説明いただけませんか。

森林整備課長：

ご説明いたします。県民からいただいている税金を使って個人負担なく森林を整備するというので、所有者の方のいくつかの行為を制限する協定になっています。具体的には間伐や里山林の整備を行った箇所につきましては、20年間は森林以外への転用や、皆伐、ならびに間伐したあとに導入された広葉樹の伐採について、20年間禁止させていただいています。それから協定終了後も10年間は皆伐を行わないこともお願いしているところ

です

広葉樹の植栽箇所につきましては、皆伐は30年間、林地転換は40年間といった制限をお願いしているところであります。

委員長：

ありがとうございました。

委員：

森林環境税が何に使われているのか、資料を見させていただいたり、ご説明をお聞きして、かなり有効に使われていることが分かりましてちょっと安心いたしました。

それで今、民有林とか荒廃した山林が、エネルギー政策で太陽光発電、メガソーラーの方に、お年寄りとか、管理できない方たちがどんどん持って行って、メガソーラーが一気に増えて、森林がどんどん伐採されているという現実がありますよね。

それが民有林だから手が付けられないのかなという感じもありますけれども、このまま進んでいきますと、近い将来必ず災害が起きるのではないかという心配がありますので、その辺の管理というのは何かできるんでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

森林整備課長：

今、委員のご指摘のとおり、最近森林内のメガソーラーと言いますかソーラー発電にしても非常に増えてきています。「再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度」が今後どうなるか分かりませんが、今のところ、かなり事業性があるというところではあります。

今おっしゃられたように防災対策については心配になるところですけれども、森林法では1万㎡を超えるものにつきましては林地開発ということで許可が必要になります。許可するに当たりましては水害の防止、水源の確保、災害の防止、それから環境保全の4つの観点から事業者からの申請書を審査いたしまして、国が定めた基準をクリアしない限り許可しません。クリアすれば許可しなければならないということなんですけど、そうしたところで防災面については審査を行っております。

それからもう一つ心配になりますのは景観ですね。山の中でパネルなどが設置されることにつきまして、県のエネルギー政策課が中心になりまして森林や景観、あるいは治水、砂防といった関係部局が一緒になって庁内の検討チームを作り、そういった計画があると課題を整理して事業者に対して意見を求めるということになります。それと一緒に、やはり市町村が景観を守る景観条例につきましては、市町村が届出の中で指導をしていきます。そのようなことで対応しているところであります。

委員長：

よろしいですか。

ほかに何かご意見ご質問ございますか。

それでは大体ご意見、ご質問出尽くしたようですので、進行を事務局にお返しいたします。何か事務局のほうから何かございますでしょうか。

森林環境総務課長：

それでは、今日の最後の資料「森林環境税を活用した森林整備現場見学会」についてですが、これはチラシに編集する前の大体の案でございます。森林環境税につきましては、先ほども委員のほうからご発言がございましたが、私どももよくよく理解していただくことが大事でないかというふうに考えているところでございまして、どんな風に森林が整備されているのかを県民に見ていただく見学会を、国中地域と郡内地域におきまして、10月の7日と9日にそれぞれ見学を行うことを予定しています。

これらの実施状況も、次回にはご報告させていただきたいと考えております。以上でございます。

委員長：

これをこの森林環境税の事業の中というわけではないんですね。事業の普及啓発というような位置付けなんでしょうか。

森林環境総務課長：

大変申し訳ございません。資料の2をご覧ください。県民参加の森林づくり推進事業費というところ、多くの県民の方に理解をしていただくための事業ということで、「森林整備現場見学会」を国中と郡内の2回、定員各40名で実施する予定でございます。

委員長：

はいありがとうございました。

予定した議事は大体これで終わりの予定ですけれども、何か委員の皆さんからご発言等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、これで第1回の運営委員会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

森林環境総務課長：

席をお立ちになる前に次回委員会のご連絡をいたします。

次回でございますが、10月の中旬から下旬頃の開催を予定しております。皆さまのご予定をお聞きした上で開催させていただきます。

開催に当たりましては、先程申し上げました現場見学会を県民を対象に今年度行うわけでございますが、委員の皆様方にもできればご覧になっていただきたいと思いますので、日程の調整がつくようでしたら、半日ぐらいお時間をいただいて現場を見ていただいたあと、審議を行っていただくようなことも考えたいと思っております。

そのように考えておりますので、長い時間を頂戴することになるかとは思いますが、是非ともご協力をお願いいたします。

司会：

議事の進行ありがとうございました。また委員の皆様方には貴重なご意見をいただきま

してありがとうございました。

以上を持ちまして、平成26年度第1回山梨県森林環境保全審基金運営委員会を閉会いたします。長時間に渡りどうもありがとうございました。